

令和8年度

高規格救急自動車整備事業
高度救命処置用医療資器材仕様書

石垣市消防本部

令和 8 年度高規格救急自動車整備事業

高度救命処置用医療資器材仕様書

1. 適用

この仕様書は、石垣市消防本部（以下「当本部」という。）が令和 8 年度救急車整備事業において整備する高度救命処置用医療資器材について、規格・数量・その他の必要事項について定める。

2. 規格

- (1) 高規格救急自動車に配備する高度救命処置用医療資器材は、厚生労働省の薬事認可を受けた機材とし、当本部が指定した位置に安全堅牢に設置できるものとする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合又は、変更を必要とする場合は、事前に当本部の承認を受けなければならない。

3. 提出書類

- (1) 資器材艤装四面図・・・・・・・・・・・・・・ 3 部
- (2) 電気使用資機材配線図・・・・・・・・・・・・・・ 3 部
- (3) 価格明細書・・・・・・・・・・・・・・ 3 部
- (4) 取扱説明書（DVD 又は CD）・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (5) 商品紹介パンフレット・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (6) その他承認を受ける必要があるもの・・・・ 1 部

4. 検査

- (1) 救急自動車に取り付けが完了し、納車時に完成検査を行う。
- (2) 受注者は、納入責任者及び専門技術と知識を有する者を立ち合わせるものとする。
- (3) すべての物が、仕様書及び標準仕様に適合すると認められた時に合格とする。

5. 納入期限及び納入場所

- (納入期限) 令和 9 年 3 月 3 1 日（救急車設置資器材については車両の納入日）
(納入場所) 石垣市消防本部（石垣市真栄里 668 番地）

6. 保証期間

- (1) 資器材の納入後 1 年間とする。但し経過後においても、機材の不具合等に起因する故障については、受注者の責任において無償で修理、交換するものとする。
- (2) メーカー保証期間が納入後 1 年を超える場合については、その定める期間とする。

7. 仕様（資器材取り付け等）

(1) 酸素呼吸器

資器材については別表に記載。酸素ボンベ及び減圧弁は、ボンベ収納場所に納め取り付けること。

(2) 吸引器

傷病者室右側、(頭部部分)に取り付けること。AC電源の配線については、救急活動に支障がないようにまとめること。

(3) 気道確保用資器材一式

資器材については別表に記載。救急搬送用人工呼吸器「アンサー」本体の取り付け場所は、傷病者室右側（中央部分）に取り付けること。（配線等も含む）

(4) 自動体外式除細動器

「ZOLL Xseries」は、傷病者室右側（中央部）に設置すること。

(5) 除染装置

「オゾンガス装置 BT-03 s」は、傷病者室右側（後方上部）に設置すること。

(6) 応急処置用資器材・・・別表に記載。

8. その他

(1) 各資器材においては最新の型とし、納入時に使用期限は1年以上残留していること。

(2) 納入時には各資器材全てが使用可能な状態にあり、資器材の取扱い説明が出来る専門員を同行させること。また、特殊機能については、後日取扱い説明会又は勉強会を実施すること。

(3) 運用開始までに、各資器材の取扱い説明会、プレゼンテーションを行うこと。

(4) 取扱い説明書（DVD又はCD）が日本語以外で記載されている場合は、日本語による分かりやすい取扱い説明書を添付すること。また資器材に外国語で表記されているところがある場合には、日本語シールを貼り、分りやすくすること。

(5) 仕様書記載事項以外で疑義が生じた場合には、当本部と協議のうえ決定する。

(6) 資器材の配備・設置については、当本部及び車両受注者と綿密な協議のうえ決定する。